

茨城県報 第320号

平成4年2月20日

木曜日

目次

告示

	ページ
●保安林の指定の解除(林業課)	1
●土地改良区の定款の変更の認可(農地管理課)	2
●道路の区域の変更(6件)(道路維持課)	2
●都市計画事業の事業計画の変更の認可(2件)(都市施設課)	5
●都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)	6
●土地改良事業の適当決定(6件)(土地改良事務所)	7
●換地処分の公告(2件)(")	9
●土地改良法に基づく換地処分(")	10

公告

●茨城県林業展示施設の指定(林政課)	10
●県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課)	10
●地籍調査の成果認証(農地計画課)	11
●法第86条の規定による一団地の認定(建築指導課)	12
●開発行為の工事完了(5件)(")	12

告示

茨城県告示第195号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成4年2月20日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿島郡鹿島町大字泉川字北浜山1749の17, 1749の18
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅



茨城県告示第196号

平成 3 年 12 月 20 日 付けで小野川沿岸土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により平成 4 年 2 月 13 日認可した。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第197号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 4 年 2 月 20 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長倉小舟線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字入本郷 字押堀 226 番 1 地先から	旧	メートル 最大 8.0	メートル 1,993.00	道路改良による新 道設置
		最小 3.0		
那珂郡緒川村大字油河内 字油河内 508 番 1 地先まで	新	最大 8.0	1,993.00	
		最小 3.0		
		120.0 最小 7.0	1,600.00	

茨城県告示第198号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 4 年 2 月 20 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 烏山御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡緒川村大字上小瀬 字青木986番4地先から	旧	メートル 最大 26.4 最小 5.1	メートル 1,903.00	
		最大 40.0 最小 11.0	1,700.00	
那珂郡緒川村大字下小瀬 字西小屋1093番2地先まで	新	最大 40.0 最小 11.0	1,700.00	旧道移管

茨城県告示第199号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道 土浦 大洋線	行方郡玉造町字堂の前 甲735番4地先から	旧	メートル 最大 21.0 最小 3.7	メートル 5,738.0	バイパス新設 による区域変 更
	行方郡北浦村大字小貴 字明神後1167番5地先まで	新	最大 21.0 最小 3.7 最大 53.0 最小 11.5	5,738.0 4,020.0	
国 道 355 号 線	行方郡玉造町字富士下 甲559番4地先から	旧	最大 13.8 最小 11.8	72.0	現道拡幅によ る区域変更
	行方郡玉造町字叶内 甲2725番5地先まで	新	最大 21.5 最小 12.6	72.0	
県道 芹沢 麻生線	行方郡玉造町字緑ヶ丘 甲6555番1地先から	旧	最大 15.7 最小 9.8	137.0	同 上
	行方郡玉造町字緑ヶ丘 甲6556番1地先まで	新	最大 26.0 最小 13.5	137.0	

茨城県告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成4年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大洋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡大洋村大字汲上字八丁 2777番3地先から	旧	メートル 最大 11.3	メートル 1,538.0	
鹿島郡大洋村大字汲上字下宿 1653番地先まで		最小 4.7		
鹿島郡大洋村大字汲上字八丁 2777番3地先から	新	最大 11.3	1,538.0	
鹿島郡大洋村大字汲上字下宿 1653番地先まで		最小 4.7		
鹿島郡大洋村大字汲上字八丁 2777番3地先から		最大 41.0	1,512.0	バイパス新設による 区域変更
鹿島郡大洋村大字汲上字戸間口 1164番4地先まで		最小 14.0		

茨城県告示第201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

平成4年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字沼尾字籠渕 233番2地先から	旧	メートル 最大 14.0 最小 5.4	メートル 2,270.0	
		最大 40.0 最小 5.0	3,190.18	
鹿島郡鹿島町大字須賀字水神 1165番1地先まで	新	最大 40.0 最小 5.0	3,190.18	旧道を鹿島町へ移管

茨城県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成4年2月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市大字小文間字雁金 5814番9地先から	旧	メートル 最大 33.0 最小 17.0	メートル 200.0	
		最大 35.0 最小 17.0	200.0	
取手市大字小文間字谷 5753番1地先まで	新	最大 35.0 最小 17.0	200.0	迂回路設置

茨城県告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成4年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和61年茨城県告示第68号古河・総和都市計画道路事業
3・3・9号 桜町下山線
- 3 事業施行期間 昭和61年1月20日から平成6年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし

~~~~~

#### 茨城県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成4年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 那珂湊市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成元年茨城県告示第1302号水戸・勝田都市計画道路事業
- 3 事業施行期間 平成元年11月24日から平成8年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分 変更なし

~~~~~

茨城県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成4年2月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 北茨城市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
北茨城都市計画下水道事業第3号都市下水路
 - 3 事業施行期間 昭和63年12月8日から平成7年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和63年茨城県告示第1624号の事業地のとおり
 - (2) 使用の部分 昭和63年茨城県告示第1624号の事業地のとおり
- ~~~~~

茨城県告示第 206 号

豊田新利根土地改良区から平成 4 年 1 月 16 日付けで認可申請のあった小巻第 5 地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 4 年 1 月 31 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

小巻第 5 地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 4 年 2 月 21 日から平成 4 年 3 月 17 日まで

3 縦覧の場所

河内村役場

茨城県告示第 207 号

豊田新利根土地改良区から平成 4 年 1 月 16 日付けで認可申請のあった丸田第 4 地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 4 年 1 月 31 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

丸田第 4 地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 4 年 2 月 21 日から平成 4 年 3 月 17 日まで

3 縦覧の場所

河内村役場

茨城県告示第208号

豊田新利根土地改良区から平成4年1月13日付けで認可申請のあった豊田上地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成4年1月31日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年2月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

豊田上地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成4年2月21日から平成4年3月17日まで

3 縦覧の場所

竜ヶ崎市役所

茨城県告示第209号

村田村外三ヶ村土地改良区から平成4年1月10日付けで認可申請のあった扇田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成4年1月29日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年2月20日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

扇田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成4年2月21日から平成4年3月17日まで

3 縦覧の場所

下館市役所，明野町役場

茨城県告示第 210 号

村田村外三ヶ村土地改良区から平成 4 年 1 月 10 日付けで認可申請のあった館下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 4 年 1 月 29 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

1 縦覧に供する書類

村田村外三ヶ村土地改良区定款の写し

館下地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 4 年 2 月 21 日から平成 4 年 3 月 17 日まで

3 縦覧の場所

明野町役場

茨城県告示第 211 号

江戸崎町から平成 3 年 12 月 24 日付けで認可申請のあった高田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成 4 年 1 月 31 日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

1 縦覧に供する書類

高田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 4 年 2 月 21 日から平成 4 年 3 月 17 日まで

3 縦覧の場所

江戸崎町役場

茨城県告示第 212 号

平成 4 年 1 月 17 日付け銚土改指令第 2 号をもって認可した大野東部地区の更正換地計画については、大野東部土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県銚田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

茨城県告示第213号

平成 4 年 1 月 30 日 付け 江土改指令 第 2 号 で 認可 した 望地 地区 の 更正 換地 計画 に ついて は、 蔵後 余郷 入土 地改良 区 から 換地 処分 を した 旨 届出 が あった の で、 土地 改良 法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 54 条 第 4 項 の 規定 に より 公示 する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第214号

土地 改良 法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 89 条 の 2 第 9 項 の 規定 に より、 県 営 圃場 整備 事業 高浜 入地区 全換 地区 に かかる 換地 処分 を した。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県土浦土地改良事務所長 中 嶋 茂

公 告

●茨城県林業展示施設の指定

茨城県林業展示施設設置要項 (昭和 49 年 茨城県告示 第 719 号) 第 3 条 の 規定 に 基づき、 茨城県 林業 展示 施設 を 次の とおり 指定 した。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- | | | |
|---|---------|---------------------------------------|
| 1 | 種 類 | 優良材生産 |
| 2 | 位 置 | 高萩市大字大能字塩見坂 1 0 5 5 ~ 3, 4, 6, 7 |
| 3 | 面 積 | 0.6 9 ha |
| 4 | 所 有 者 | 大 部 善維寿 |
| 5 | 樹 種 | す ぎ |
| 6 | 林 齢 | 3 3 年 |
| 7 | 指 定 期 間 | 平成 4 年 2 月 20 日 から 平成 9 年 2 月 19 日 まで |

●県営土地改良事業計画

土地 改良 法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 87 条 第 1 項 の 規定 に 基づき、 県 営 利根 地区 土地 改良 事業 (農道 整備) に つき 計画 を 定め た の で、 関係 書類 を 次の とおり 縦覧 に 供す る。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営利根地区土地改良事業 (農道整備) 計画書写し
- 2 縦 覧 期 間

平成 4 年 2 月 21 日から平成 4 年 3 月 17 日まで

3 縦 覧 場 所

利根町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営利根地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営利根地区土地改良事業（区画整理）計画書写し

2 縦 覧 期 間

平成 4 年 2 月 21 日から平成 4 年 3 月 17 日まで

3 縦 覧 場 所

利根町役場

●地籍調査の成果認証

東茨城郡内原町、西茨城郡岩間町、日立市、結城郡石下町、鹿島郡大洋村における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

調査を行った者の名称	東茨城郡内原町、西茨城郡岩間町、日立市、結城郡石下町、鹿島郡大洋村
調査を行った期間	東茨城郡内原町大字鯉淵の一部 平成元年 8 月 16 日から平成 2 年 2 月 23 日まで 西茨城郡岩間町大字泉、大字市野谷の各一部 平成 2 年 7 月 19 日から平成 3 年 3 月 7 日まで 日立市東河内町の一部 平成 2 年 7 月 20 日から平成 3 年 2 月 15 日まで 結城郡石下町大字古間木、古間木沼新田、古間木新田、大沢新田、蔵持、中沼の各一部 平成元年 11 月 1 日から平成 2 年 2 月 21 日まで 鹿島郡大洋村大字上幡木、大字江川の各一部 平成 2 年 8 月 6 日から平成 3 年 2 月 28 日まで 日立市西成沢町 1 丁目、西成沢町 2 丁目、西成沢町 3 丁目の各全部、西成沢町 4 丁目の一部

平成 2 年 7 月 20 日から平成 3 年 2 月 15 日まで

認 証 年 月 日 平成 4 年 2 月 12 日

~~~~~

●法第86条の規定による一団地の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 認定番号          | 認定年月日    | 申請者氏名      | 区 域                          |
|---------------|----------|------------|------------------------------|
| 県指指令<br>第219号 | 平成4年2月6日 | 小川町長 安 達 務 | 東茨城郡小川町大字小川字大<br>黒79-1, 89-1 |

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 4 年 2 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市大塚町字谷津1741番1, 同番5

2 事業主の住所及び氏名

水戸市大塚町清水1661番地

株式会社 ケアレジデンス

代表取締役 大久保 重 義

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字右靫字宮塚2611番3

2 事業主の住所及び氏名

土浦市大字右靫1930番地

鈴 木 丈 夫

~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字豊体字豊体 6 1 7 番 5, 同番 6

- 2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町大字豊体 1 0 5 8 番地

有限会社 齊藤商店

代表取締役 齊 藤 三 郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字仁江戸字西久保 2 2 3 6 番

- 2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字下妻丙 4 0 8 番

韓 宗 佑

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字尾崎字鴨山 2 9 2 8 番 1 3

- 2 事業主の住所及び氏名

結城郡八千代町大字若 8 2 番地の 2

有限会社 矢口登商店

代表取締役 矢 口 忠 司

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は線下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)